

(訟ろ-02)

平成27年4月30日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 福田 千恵子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野 寛次

民事非訟手続における秘匿情報の適切な管理について

(事務連絡)

秘匿情報の適切な管理については、平成27年2月19日付け総務局第一課長、民事局第一課長、刑事局第二課長及び家庭局第一課長名の事務連絡で総論的な検討事項を、民事訴訟事件において秘匿の希望がされた住所等の取扱いについては、平成25年12月4日付け家庭局第二課長、民事局第二課長及び総務局第三課長名の事務連絡で工夫例をお知らせしているところですが、今般、民事非訟手続について各庁で作成されている申合せの内容や考え方を別紙のとおりまとめました。

民事非訟手続に共通する部分を別紙1に、執行手続、倒産手続及び保護命令手続に固有の部分を別紙2に、それぞれまとめていますが、別紙1の内容は、民事訴訟手続においても参考となる部分が少なくないと思われます。

については、本事務連絡を民事訴訟事件及び民事非訟事件を担当する裁判官及び関係職員に配布した上で、既に発出されている上記各事務連絡及び本事務連絡で示されている考え方等をも参考にしながら、各庁、各部における議論を促していただき、運用に関する申合せをするなどして、庁全体として適切な事務処理態勢を確立し、今後の事務処理に遺漏がないようにしてください。

なお、別紙1及び同2の申合せ例は、参考となると思われる申合せを例示的に紹

介したものであり、全てを網羅的に紹介し尽くしたものではありませんし、これと異なる内容の申合せを妨げるものでもありません。各庁の実情に応じて適宜工夫を加え、適切な取扱いがされるよう配慮してください。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

(別紙1)

秘匿情報の申合せ例（民事非訟共通¹⁾）

第1 秘匿情報の確定

1 秘匿の申出及び判断

(1) 秘匿申出の方法

- 原則として、申出人から、秘匿を希望する情報の範囲及びその理由(後記(2)参照)を記載した申出書及び疎明資料²を提出させる。ただし、必要がある場合には、書記官が作成した事情聴取書をもって代えることもできる。なお、申出書及び事情聴取書並びに疎明資料は記録となるので³、申出人に対し、秘匿情報を申出書及び疎明資料に記載しないよう注意喚起し、書記官においても事情聴取書に秘匿情報を記載しない⁴。
- 本人から秘匿申出はないが、記録等から秘匿を相当とする事情が窺われる場合には、担当裁判官と相談の上、必要に応じて⁵、対象者に対し、裁判所における秘匿情報の取扱いについて教示するとともに、秘匿希望の有無を確認する。

¹⁾ 本事務連絡において検討対象としているのは、主に、当事者からの閲覧謄写請求に対して範囲を制限することを認める明文規定がない民事非訟手続（執行、倒産、保護命令、民事保全、民事調停等）についてである。本事務連絡の内容は、閲覧謄写について非訟事件手続法32条が適用ないし準用される手続にも妥当する部分が少くないが、同手続では、裁判所は、当事者及び第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときには閲覧謄写を許可しないことができるため、これを踏まえて、秘匿措置の要否及び範囲を判断することになるという違いがある。

²⁾ 保護命令申立事件では、申立てに関する証明資料として、配偶者からの身体に対する暴力等の事実を証する書証が提出されるため、通常は、別途、疎明資料を求める必要はない。

³⁾ これらの書類は、裁判所による秘匿措置（注6参照）を求める書類であり、手続進行に関する当事者の意見を示したものと解することができる。秘匿措置は、それ自体から直ちに当事者や関係人に対して法的な効力を発生させるものではないが、裁判所の手続進行上の措置（閲覧・謄写の場面における許可・不許可の措置や審尋の場面における訴訟指揮権の行使・不行使等）の根拠ともなり得るものであり、そのような手続進行の適正さは記録上担保されている必要があるものと考えられる。

⁴⁾ このような注意喚起は、必ずしも書記官の職務上の義務ではあるとはいえないと考えられるものの、情報が流出するリスクを回避する意味においては、記録上に不必要的秘匿情報が表れないように注意喚起をすることが相当である。以下、注意喚起についてはいずれも同じである。

⁵⁾ 秘匿措置をとっても、秘匿情報が記録上表れることを避けられないことが考えられるので、裁判所から教示や確認をするに当たっては、当事者に過剰な期待を抱かせないように留意する必要がある。